

令和 7 年度 樺戸郡浦臼町農業委員会

第20回 (4月)会議録

招 集 期 日	令和7年4月25日	17時00分	場 所	行政センター 委員会室
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告 者	開会	令和7年4月25日	招 集 者	位田 勝
	閉会	令和7年4月25日	会 長	位田 勝
会 長	位田 勝		職 務 代 理	石井 文彦

委員の応招、並びに出席状況

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	石 井 文 彦	出席	6	鎌 田 和 久	出席	11	江 上 教 之	出席
2	石 橋 和 博	出席	7	折 坂 義 一	出席	12	佐 藤 等	出席
3	竹 内 富美代	出席	8	高 田 輝 雄	出席	13	位 田 勝	出席
4	土 橋 直 生	出席	9	西 島 一 洋	出席			
5	古 橋 優 一	出席	10	則 本 洋 希	出席			
農業委員会事務局職員		事務局長	馬狩 範一		書 記	係長:木村 秀幸・会計年度職員:大平 英祐		

議案説明のため出席した者の職氏名

町長		副町長		
----	--	-----	--	--

議事日程並びに会議事件

日程第 1		会期の決定について
日程第 2		会議録署名委員の指名について 4番 土 橋 委員 5番 古 橋 委員
日程第 3	議案 第 1 号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
日程第 4	議案 第 2 号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5	議案 第 3 号	農業委員会事務の事務実施状況等に係る令和7年度の最適化活動の目標の設定等の公表について
日程第 6	追加 議案 第 1 号	農地法第4条の規定による許可申請について

	議事の顚末
議 長	会長挨拶 それでは、定数に達しているので、只今より第20回浦臼町農業委員会総会を開催いたします。直ちに本日の会議を開きます。 日程第1、会期を定めることについてを議題とします。本日の第20回浦臼町農業委員会の会期は、令和7年4月25日、本日1日とすることにご異議ございませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと決定いたします。
議 長	日程第2、会議録署名委員の指名ですが、議長が指名することにご異議ございませんか。
全委員	異議なし。
議 長	それでは、4番 土橋委員、5番 古橋委員、よろしくお願いします。 それでは順次議題に入ります。
議 長	1 ページ、日程第3、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案1 ページをお開き下さい。議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について。下記の者から農地法第18条第6項の規定に基づき合意解約通知書が提出されており、賃貸借の解約が成立していると考えられることから、意見を求めます。令和7年4月25日提出。浦臼町農業委員会会長位田勝。1. 土地及び関係人の表示、所在は*****。地目は公募、現況ともに一覧のとおりで、面積は*****平方メートルです。貸主は*****、借主は*****です。適要は合意解約。*****による賃貸借で、*****年**月**日からの*****でしたが、令和7年3月28日に合意解約の通知書が提出されております。図面は2ページになります。場所は浦臼地区で町道浦臼沢高台線の北側に位置する農地です。議案1 ページの説明は以上でございます。

議 長	只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。
委 員	ありません。
議 長	それでは、この件の合意解約については、承認致します。
議 長	次に３ページ、貸主*****、借主*****についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案３ページをお開き下さい。１．土地及び関係人の表示。所在は*****です。地目は公募、現況ともに一覧のとおりで、面積は*****平方メートルです。貸主は*****、借主は*****です。適用は合意解約。*****で、*****年**月**日からの*****でしたが、令和７年３月３１日に合意解約の通知書が提出されております。図面は４ページになります。場所は***** *****農地です。合意解約した農地については本日の議案に提出しますが、農地法第３条による売買を行います。議案３ページの説明は以上でございます。
議 長	只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。
委 員	ありません。
議 長	それでは、この件の合意解約については、承認致します。
議 長	５ページ、日程第４、議案第２号、農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案５ページをお開き下さい。議案第２号、農地法第３条の規定による許可申請について。下記の者から農地法第３条の規定による許可申請書の提出がありましたので意見を求めます。令和７年４月２５日提出。浦臼町農業委員会会長位田勝。１．土地及び関係人の表示、所在は***** *****、譲受人は***** *****です。譲渡理由は*****、譲受理由は*

事務局	*****です。対価は*****円で、単価は*****円です。図面は6ページになります。場所は議案3ページの農地ですので、説明は割愛致します。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、7ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案5ページの説明は以上でございます。
議 長	只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。
土橋委員	4月からの法改正後初の申請という事ですか。
事務局	農地法第3条に係る申請・許可については、従来どおりであり、改正されておられません。 本年4月から、農用地利用等集積計画が農用地利用等促進計画に改正されました。
議 長	他にご意見・ご質問ありませんか。
委 員	ありません。
議 長	それでは、この件について、許可することで決定致します。
議長	次に8ページ、譲渡人*****、譲受人*****について、審議いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案8ページをお開きください。1. 土地及び関係人の表示。所在は*****です。地目は公募、現況ともに一覧のとおりで、面積は*****平方メートルです。譲渡人は*****、譲受人は*****です。譲渡理由は*****、譲受理由は*****です。対価は*****円で、単価は*****円です。図面は9ページになります。場所は*****農地です。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、10ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案8ページの説明は以上でございます。
議 長	只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員	ありません。
議 長	それでは、この件について、許可することで決定致します。
議 長	次に 11 ページ、日程第 5、議案第 3 号、農業委員会事務の事務実施状況等に係る令和 7 年度の最適化活動の目標の設定等の公表についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案 11 ページをお開き下さい。議案第 3 号、農業委員会事務の事務実施状況等に係る令和 7 年度の最適化活動の目標の設定等の公表について。令和 4 年 2 月 25 日付け農林水産省経営局農地政策課長通知(3 経営第 2816 号)に基づき、浦臼町農業委員会の令和 7 年度の最適化活動の目標の設定等の公表について別紙のとおり定めたいので意見を求めます。令和 7 年 4 月 25 日提出。浦臼町農業委員会会長位田勝。内容については 12 から 14 ページのご説明となります。令和 7 年度最適化活動の目標の設定について、前年同様の内容になっておりますので、詳細をお目通しいただき、ご意見・ご質問があればこの後の審議にてご発言をお願いいたします。議案 11 ページについての説明は以上でございます。
議 長	以上で説明が終わりました。この件につきまして、ご意見、ご質問をお受けします。
委 員	ありません。
議 長	それでは、議案第 3 号、農業委員会事務の事務実施状況等に係る令和 7 年度の最適化活動の目標の設定等の公表につきましては、同意することに決定致します。
議 長	次に、追加議案であります。15 ページ。日程第 6 追加議案、第 1 号。農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	追加議案でございます。追加議案第 1 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、下記の者から農地法第 4 条の規定による許可申請書の提出がありましたので意見を求めます。令和 7 年 4 月 25 日提出 浦臼町農業委員会会長位田勝。1. 土地及び関係人の表示。所在は、*****。地目については、現況で**。
	合計*****平方メートルです。申請人の氏名及び住所は*****

事務局

*です。適要は農家住宅建設のためで、それぞれの面積は下記のとおり
となります。図面は16ページで、位置図、配置図等は17～19ページ
に添付しています。また、転用許可申請書に係る審査表を20ページ
に添付しており、検討結果、申請地は第3種農地で、周辺農地に与える
影響は少なく、農地法施行規則第38条並びに39条の1に摘要すると
認められます。また、地域計画から除外されており、許可相当と判断致
しました。追加議案第1号の説明は以上です。

議 長

これより、この件について審議を致します。ご質問、ご質問をお受け
します。

委 員

ありません。

議 長

それでは追加議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請につい
ては、許可することで決定を致します。

議 長

以上で本日提案されました議案は、全て審議終了しました。
これをもちまして、第20回浦臼町農業委員会総会を閉会致します。

以上、会議の顛末は、馬狩範一が作成したものであるが、その相違ないことを証す
るためにここに署名する。

令和7年4月25日

浦臼町農業委員会会長 位 田 勝

委員

印

委員

印